

第5章 「平和的、民主的革命」は可能か

チャベス大統領は、クーデターに失敗し、その後民主的選挙によって政権をとることに戦術を転換して以来、「平和的、民主的革命」を唱えている。しかし、同政権が民主的選挙によって選ばれた政権であることには疑う余地はないが、その後の統治の方法が果たして「平和的、民主的」であるか、またその「革命」に将来的展望があるかとなると議論が分かれる。

先ず、チャベス政権が「平和的、民主的」であるかどうかを見てみたい。内相に起用されたミキレナは「革命」は武器を用いて行われるものであり、民主的に選ばれたチャベス政権が目指すべきは革命ではなく、改革であると主張したが、チャベス大統領の受け入れるところとはならなかった^{注29}。チャベス大統領としては民主的に政権の座についたからにはできれば平和的、民主的に革命を遂行したいが、目指すところはあくまでも革命であると考えていた^{注30}。2002年4月11日、チャベス退陣を求める大規模なデモが大統領官邸に向かい始めたとき、大統領はブラン・アピラ（軍の発動）を命じている。軍首脳部が従わなかったため同プランは実行されなかったが、大統領の意図は明らかであった。軍を使えないと分かると、大統領はパラミリタリーの性格をもつボリバル・サークルを動かした^{注31}。

この4月政変の後、チャベス大統領は軍の粛清とチャベス派軍人による軍の建て直しおよびボリバル・サークルの強化を図るとともに、もはや「平和的、民主的」革命という言葉をほとんど口にしなくなっている。それどころか、「ボリバル革命は武装されている。神聖な大衆の主権を守るためには武器を使う用意がある」（05年3月20日のアロー・プレシデンテ）とすら述べるようになった。04年8月の大統領罷免国民投票によって罷免を免れ、同年10月末の州知事および市長選挙で政府側が圧倒的勝利を収めて以来、政府の強権的姿勢はますます強まりつつある。

04年末には「司法分野の深い革命が必要とされている」として、新しい最

^{注29} Alberto Garrido, “Notas sobre la Revolución Bolivariana”, 2003.

^{注30} Agustín Blanco Muñoz, “Habla el Comandante”, 1998.

^{注31} Armando Durán, “Venezuela en llamas”, Colección Actualidad, DEBATE, 2004.

高裁判所組織法が制定された。その結果、最高裁判事の数がこれまでの 20 名から 32 名に増えた。そして判事の任命が憲法に規定されている国会の 3 分の 2 の多数決ではなく、単純多数決で行われたため、最高裁は圧倒的に政府寄りの判事で占められることとなった。全国選挙審議会（CNE=5 権のうちの 1 つ）の 5 名の委員も憲法によれば国会の 3 分の 2 の多数決で選出されることになっているが、チャベス派と反チャベス派の勢力が比較的拮抗している国会（165 議席中チャベス派議員は 85 議席）において 3 分の 2 の多数決を得ることは困難なため、国会に代わり最高裁が委員を任命することとなり、全国選挙審議会もチャベス派の委員が多数を占めることとなった。その結果、現在司法および選挙管理委員会は中立性、独立性が保たれているとはいえない。02 年 4 月政変の際には、民主的に選ばれた政権に対するクーデターという憲法秩序の危機を迎えたが、現在は民主的に選ばれた政府により憲法秩序が脅かされるという新たな危機に直面している。

もう一つ懸念されるのは同じく 04 年末に公布された「ラジオ・テレビの社会的責任法」、俗にいう「猿ぐつわ法」である。同法は放送に関するいくつかの道徳的および民族主義的規定を設けているほか、治安の乱れおよび犯罪行為の助長、合法的制度および当局に対する不敬等の扇動並びに虚偽ないし不正確な情報の伝達を重大な違法行為と定めている。解釈が当局の自由裁量に委ねられるため言論の自由を束縛するものとして、全米人権委員会（CIDH）、全米プレス協会（SIP）、Human Rights Watch などが懸念を表明している。さらに 04 年 3 月の刑法改正も反対派の締めつけ強化を狙ったものといえよう。同改正では、例えば「印刷物、ラジオ、テレビ、電話、電子メール等をもって偽りの情報を流すことにより社会を不安に陥れたり、パニックを起こそうと企てたかあるいはそれを実行した者は 2 年ないし 5 年の懲役に処す（297 条 A）」という規定や、「大声を出したり、鐘その他の道具の乱用等により公衆の会合、市民の営みないし休息を乱した者は 1 ヶ月以内の懲役に処す（508 条）」という規定が含まれている。大統領に対する無礼、法律不服従の公然ないし内密の懲慥、市民間の憎悪の扇動、公務員に対する脅迫等も懲役の対象となった。

チャベス大統領は技術的には合法的戦術を用いながら権力基盤を強化し、

徐々に選挙で「選ばれた独裁者」^{注32}の道を辿っていると言っても過言ではないだろう。

チャベス政権のポリバル革命はその平和的、民主的性格を失い、強権化しつつあるが、他方その「革命」は真に革命と呼ぶにふさわしいものであろうか。

革命といえば、中南米においてはキューバ革命とニカラグアのサンディニスタ革命がある。それぞれバティスタおよびソモサ独裁政権に対して武力をもって立ち上がったものである。オルテガ・サンディニスタ政権は 1979 年の革命で政権をとり、混合経済体制、政治的複数主義、非同盟外交を旗印としたが、1990 年の選挙で破れて政権から離れた。他方、選挙で選ばれて社会主義への平和的、合法的な移行をめざした政権としてはチリのアジェンデ政権の例がある。1970 年の大統領選で成立したアジェンデ政権は「社会主義へのチリの道」の名のもとに社会主義への平和的、合法的な移行をめざし、米国企業の接收、大鉱山や銀行の国有化、農地改革など一連の社会変革政策を推進した。しかし深刻なインフレ・物不足などの経済危機と社会対立の激化を引き起こし、1973 年 9 月の軍事クーデターで政権は崩壊した。

チャベス大統領の場合、先ず憲法改正を行うことにより政治システムを変革し、それを手段として経済、社会システムを変えようと言っていた^{注33}。しかし、憲法改正は実現したものの、この 6 年の間に経済、社会システムに実質的変革があったとは見做しがたい。ひいき目に見れば、2001 年末以降、政府と反政府勢力の攻防戦が激化したため、政府としては腰を落ち着けて経済、社会的変革に取り組む余裕がなく、これまでは政権の生き残りに汲々とせざるを得なかったといえなくもない。チャベス大統領は 02 年を「反革命勢力が台頭してきた混乱の年」、政変とゼネストを切り抜けた後の 03 年を「革命に向かう攻撃の年」、罷免国民投票を乗り切った 04 年を「革命に向けた国民の大勝利の年」と呼び、05-06 年を「経済、社会分野での大躍進の年」としている。

また、チャベス大統領は「なにがなんでも 2021 年にはベネズエラの貧困

^{注32} Andrés Oppenheimer, The Miami Herald.

^{注33} Agustín Blanco Muñoz, “Habla el Comandante”, 1998.

をゼロにする。2021年まであと16年しかない。急がなければならない」(05年3月30日のアロー・プレシデンテ)と述べている。要はそれを達成する道筋であるが、チャベス大統領の言う「新しい21世紀の社会主義」とはどのようなものか、判然としない。どうやらアジェンデのような企業の接収や国有化を伴う急進的な社会主義は考えていないものと思われる。キューバ革命をハードとすれば、チャベスの革命はライトと言えよう^{注34}。同時に、諸々の社会的ミッション計画を通じる貧困層へのバラマキ政策は最近の石油の価格高騰があるからこそできたことであり、それはいつまでも続けられるものではないだろうし、また続けられたとしてもそれだけでは将来の持続的発展は約束されないだろう。石油価格の高騰という僥倖がなくとも分配を可能とする成長が不可欠であり、成長の主たる要因は生産性の向上にある。また、生産性向上は人的資本を含む資本の蓄積、技術革新およびマネジメントによってもたらされる。

従って、ベネズエラにとっての本当の「革命」とは、生産性の向上によって成長を確保し、伝統的な「不労所得の経済 (economía rentista)」から脱却することにこそあるのではなかろうか。

^{注34} Carlos Tablante, “Venezuela herida”, EnCambio, 2003. チャベス大統領は自ら推進する革命を「すてきな革命 (revolución bonita)」とも呼んでいる。